

(仮称) 能代市水素ラボ構想推進協議会設立業務委託 プロポーザル仕様書

1 業務名

(仮称) 能代市水素ラボ構想推進協議会設立業務委託

2 業務の目的

本市では、JAXA 能代ロケット実験場の液化水素貯蔵タンクから発生する蒸発水素ガス（ボイルオフガス）を回収して再利用するための施設整備、さらには水素関連のベンチャー企業やニュースペース企業、大学等の研究機関が入居可能なインキュベーション拠点を整備し、地域の産業集積や新たなイノベーションの創出を図る「水素ラボ構想」の実現を目指している。

本業務は、水素ラボ構想の具体化に向けて、水素需要の掘り起こしや施設ユーザーの獲得、持続的運営に向けた財源確保の方策検討、水素関連の法規制対応に係る知見の集約、地域理解の醸成といった複数の課題を統合的に扱いつつ、産学官等の多様な主体が一体となり、自立自走して構想全体を推進していくための協議会設立を目指し、その機能や運営形態、収支計画、組織構成の検討や整理等、水素ラボ構想の実現に必要な準備と協議会の立ち上げを行うものである。

3 履行場所

市の指定する場所

4 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 7 日まで

5 委託業務の内容

自主財源を前提とした運営かつ参加者が主体的に関わる自立自走可能な協議会の設立に向けて、以下の業務を行う。

(1) 協議会の基本方針・水素ラボ構想ロードマップ等の作成業務

① 水素・宇宙産業を取り巻く社会情勢の変化の整理

水素技術や宇宙研究開発を取り巻く社会情勢の変化や国内外の動向、法規制等にかかる現状と課題を抽出、整理する。

② 本市の現状と課題の整理・地域への波及効果の推定

本市の現状と課題を抽出、整理し、将来予測や社会情勢を勘案した上で、水素ラボ構想の実現による地域への波及効果や産業構造に与える影響等を推定する。

③ 事例調査

地域振興、脱炭素・エネルギー分野等に関する連携組織や、水素・宇宙関連の実証研究施設の設立・運営に関する類似事例を調査、整理する。

④ 基本方針等にかかる案の策定

①から③の結果を踏まえ、次の項目について案を作成する。

ア 協議会の設立と運営にかかる基本方針

イ 協議会の理念及び目的

ウ 協議会の具体的な機能、体制

- エ 自主財源を前提とした協議会の運営形態、収支計画
- オ 協議会設立までの工程
- カ 協議会規約

⑤ 水素ラボ構想ロードマップの策定・KPI の設定

基本方針を踏まえ、水素ラボ構想全体のロードマップを策定するとともに、事業の効果を測るための KPI（重要業績評価指標）として、アウトプット指標と総合的なアウトカム指標を設定する。

（２）協議会の設立業務

① 設立業務の作業計画・報告

本業務の進め方に関する計画（設立業務計画書）を立案し、次のとおり定期的に本業務の進行状況等について報告を行う。

ア 受託者は、毎月１回、該当月の設立内容についての「月例報告書（設立業務計画書等の進捗確認を含む）」を作成する。

イ 受託者は、受託者及び本市担当者が出席する本業務の月例報告会を開催し、上記アの「月例報告書」を基に報告とその後の作業に関して必要な調整等を行う。

② 協議会の会員募集活動

水素ラボ構想と企業・団体等とのマッチングを図り、協議会参画の内諾を得てリスト化する。

③ 準備協議会の運営・連絡調整

協議会のコアメンバーを選定するとともに、同候補者で構成する準備協議会を設立の上、２回以上会議を開催し、（１）の内容に関して参加者からの意見聴取等を行う。なお、各会議の運営は、次の事項を主な業務内容とする。

ア 参加者との日程調整を行う。

イ 協議事項を事前に取りまとめ、必要に応じて資料を作成する。

ウ 準備協議会において会議を運営する。

エ 会議の実施後、速やかに協議録を作成する。

オ 協議会設立までのスケジュールと事業計画を作成する。

④ 協議会設立総会の開催

協議会の設立総会を開催し、コアメンバーをはじめとする参画団体から（１）及び（２）で作成検討した協議会の基本方針や規約、運営形態、収支計画、ロードマップ等に関する承認を受けた上で活動可能な体制を整える。

６ 業務の進め方

- （１）本業務については、契約後、業務の進め方や進捗状況等について適宜打ち合わせを行いながら進めるものとする。打ち合わせの実施後は速やかに協議録を作成し、その都度提出するものとする。
- （２）本業務に関し、市は所有するデータを必要に応じて提供するものとする。
- （３）本業務は、内閣府の「地域未来交付金（地域未来推進型）」を活用して行うものであり、同交付金の趣旨を十分に理解するとともに、制度要綱及び交付要綱等に基づき実施すること。また、補助金適正化法についても十分に理解した上で業務を実施すること。

7 業務の完了

本業務の完了とは、令和8年度中に協議会の設立総会を開催し、参画団体から協議会の基本方針や規約、運営形態、収支計画、ロードマップ等に関する承認が得られ、協議会として活動を開始可能な状態となることをいう。

8 成果品

本業務の完了時には、以下のとおり成果品を作成し、紙媒体（A4 縦）または電子データにより納品すること。電子データは、市において編集、加工及び二次利用が可能な形式で提出すること。なお、電子データのファイル形式については、市と受託者が協議のうえ決定するものとする。

（１）協議会の基本方針・水素ラボ構想ロードマップ等の作成業務

- ①協議会基本方針
- ②協議会規約
- ③水素ラボ構想ロードマップ
- ④各種引用データ、集計データ
- ⑤打合せ記録簿
- ⑥その他、本市が指示する資料等

（２）協議会の設立業務

- ①準備協議会及び協議会の検討に使用した資料一式
- ②各種引用データ、集計データ
- ③準備協議会及び協議会設立総会協議録
- ④打合せ記録簿
- ⑤その他、本市が指示する資料等

9 成果品提出先

能代市企画部総合政策課企業連携室

10 成果品の検査及び引き渡し

受託者は、本業務完了時に当市の検査を受けなければならない。検査合格後、本仕様に指定された成果品一式を納入し完了とする。

11 契約の条件

- （１）受託者は、本業務の実施にあたり、関係する法令等を遵守しなければならない。
- （２）受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- （３）本業務の成果品は、全て発注者に帰属し、受託者は発注者の承認を受けずに第三者に公表又は貸与してはならない。
- （４）受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- （５）受託者は、本業務の実施に際して知り得た秘密を第三者に漏らし、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。この契約の終了後も同様とする。
- （６）本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務にあたること。

(7) 契約手続きに係る費用は、受託者が負担することとする。

12 注意事項

- (1) 受託者は、この業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次「能代市企画部総合政策課 企業連携室」と連絡調整を行わなければならない。
- (3) 受託者は、能代市の環境マネジメント活動について理解し、協力し、環境に配慮した活動を行うものとする。
- (4) 成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。
- (5) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩してはならない。
- (6) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ決定するものとする。